

第三期特定健康診査等実施計画

スターバックスコーヒージャパン健康
保険組合

特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	「呼吸器系」医療費の割合高。「風邪」「花粉症」の割合高。風邪は加入者の大多数が接客のため、感染リスク高。「花粉症」は数か月にわたっての服薬。調剤費削減のためジェネリック医薬品の普及必須。	➔ インフルエンザ予防接種費の一部補助。予防環境を整備し、予防意識を向上させる目的。あわせて、手洗い・うがいの習慣化を促進。ジェネリック医薬品の普及を促進。
No.2	女性加入者が全体の8割と多数であるため「婦人科系」対策が必要。特に割合の高い20～30代への対策必須。	➔ 婦人科系疾患に関する教育。検診やかかりつけ医の受診啓発。乳がん・子宮頸がんの検診受診率向上。検査費用負担の見直し。
No.3	メタボリックシンドローム・生活習慣病に対する危機感が希薄。および、特定保健指導の実施率低下。平均年齢が低いため、メタボ該当者は少数。しかし、発症・重症化すれば一人当たりの医療費が増大するため、対策必須。	➔ 特定保健指導の強化。実施率の低下防止、事業主を巻き込んだ啓発。例年4割に上る特定保健指導の経年参加者問題の解消。スポーツジム利用・禁煙外来補助金制度等、他の事業と併せた対策を実施。
No.4	喫煙者ゼロを目指し、禁煙対策。生活習慣病をはじめとするあらゆる疾患の要因であるため対策必須。	➔ 禁煙外来補助金制度の設置。費用補助による禁煙しやすい環境の整備。事業主を巻き込んだ啓発。会社全体に非喫煙の風土を醸成。
No.5	被保険者の85%が20～30歳代と若く、「健康層」の割合高。年齢の上昇による医療費増加に備え、健康教育と予防意識の啓発必須。	➔ 健康を意識させる環境を整備。広報活動等を通じて予防意識を芽生えさせる教育や啓発。健康層を意識したWEB・SNSを活用した広報対策。
No.6	「歯科」医療費の割合高。健保組合設立時より分析および対策未着手。	➔ 歯科対策を提供する保健事業者も増えていることから、全国の加入者が利用可能な事業の企画を策定。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 特定健康診査

対応する健康課題番号 No.3

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員
方法	-
体制	-

事業目標

被保険者の受診率100%および被扶養者の受診率80%達成。受診者本人が自分の健康状態を把握している状態。予防意識の向上。治療の勧奨と重症化の予防。

評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
アウトカム指標	-					
(アウトカムは設定されていません)						
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
被保険者受診率	98%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
定期健診と同時実施。4～6月実施。	組合内における運営の安定化。	被扶養者の受診率向上対策の検討と策定。
R3年度	R4年度	R5年度
被扶養者の受診率向上対策の実行。	被扶養者の受診率向上対策の改善案を策定。	改善内容の実行。

2 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.3, No.4

事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員
方法	-
体制	-

事業目標

実施率の向上とリピーターの削減。現状40%のリピーターを20%へ。

評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
アウトカム指標	-					
(アウトカムは設定されていません)						
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施率	70%	70%	70%	70%	70%	70%

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
事業主トップをはじめ、関係各所の同意を得てコラボヘルス化。利便性向上のため指導の支援方法にアプリを導入。動機付け支援の期間を3か月へ変更。実施率向上のために申込制を廃止、相談員からの直接の参加勧奨方式を採用。前年と同じく、参加特典のパーソナルトレーニング補助は引き続き実施。次の健診2か月前にオーダーメイド健康誌を配布。	組合内における運営の安定化。	前年度の効果（申込制廃止・アプリ導入などによる影響）検証。委託業者の再選定。
R3年度	R4年度	R5年度
前年度の検証結果を受けての運営方法リニューアル。	前年度リニューアルによる効果検証。	運営方法の更なる改善案の策定。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数									
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	2,137 / 2,220 = 96.3 %	2,628 / 2,678 = 98.1 %	3,118 / 3,178 = 98.1 %	3,608 / 3,678 = 98.1 %	4,098 / 4,178 = 98.1 %	4,588 / 4,678 = 98.1 %	
		被保険者	1,961 / 2,001 = 98.0 %	2,424 / 2,424 = 100.0 %	2,874 / 2,874 = 100.0 %	3,324 / 3,324 = 100.0 %	3,774 / 3,774 = 100.0 %	4,224 / 4,224 = 100.0 %	
		被扶養者 ※3	176 / 219 = 80.4 %	204 / 254 = 80.3 %	244 / 304 = 80.3 %	284 / 354 = 80.2 %	324 / 404 = 80.2 %	364 / 454 = 80.2 %	
	実績値 ※1	全体	2,109 / 2,220 = 95.0 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	
		被保険者	1,957 / 2,001 = 97.8 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	
		被扶養者 ※3	152 / 219 = 69.4 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	145 / 207 = 70.0 %	188 / 268 = 70.1 %	223 / 318 = 70.1 %	258 / 368 = 70.1 %	293 / 418 = 70.1 %	328 / 468 = 70.1 %	
		動機付け支援	84 / 120 = 70.0 %	113 / 161 = 70.2 %	134 / 191 = 70.2 %	155 / 221 = 70.1 %	176 / 251 = 70.1 %	197 / 281 = 70.1 %	
		積極的支援	61 / 87 = 70.1 %	75 / 107 = 70.1 %	89 / 127 = 70.1 %	103 / 147 = 70.1 %	117 / 167 = 70.1 %	131 / 187 = 70.1 %	
	実績値 ※2	全体	137 / 207 = 66.2 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	
		動機付け支援	108 / 120 = 90.0 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	
		積極的支援	58 / 87 = 66.7 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	

※1) 特定健康診査の(実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の(実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

特定健康診査等の実施方法(任意)	
1. 実施方法及び場所	<p>特定健診は、被保険者(任意継続被保険者除く。以下、同じ)は定期健康診断にて行う。 被扶養者・任意継続被保険者については、被保険者が行う定期健康診断と同時期に特定健康診査を行う。 特定保健指導は、被保険者については委託業者の実施する集合研修もしくは対象者と調整のうえ決定し実施する。 被扶養者・任意継続被保険者については自宅もしくは被扶養者と相談の上調整し実施する。</p>
2. 実施内容	<p>特定健診は、厚生労働省健康局作成「標準的な健診・保健指導プログラム」(以下、「標準プログラム」という)第2編(健診の内容)記載の項目を実施する。 また、特定保健指導は、標準プログラム第3編(保健指導)の沿った内容を実施する。</p>
3. 実施期間	<p>実施期間は、通年とする。</p>
4. 委託の有無	<p>(1) 特定健診 特定健診については、株式会社イーウェルが保有するネットワーク医療機関の健診を受診することにより、全国的な規模での受診が可能となる。</p> <p>(2) 特定保健指導 特定保健指導の行える人的資源が殆どないこと及び被保険者・被扶養者が全国に所在することから、標準プログラム第3編第6章の考え方にに基づき、次のとおりアウトソーシングし全国対応を図る。</p> <p>① 被保険者 SOMPOヘルスケアサポート株式会社に委託</p> <p>② 被扶養者 SOMPOヘルスケアサポート株式会社に委託</p>
5. 受診方法	<p>(1) 特定健診 被保険者については定期健康診断を委託した業者のネットワーク医療機関にて受診する。 被扶養者については定期健康診断を委託した業者から送付される「特定健診のご案内」に従い、ネットワーク医療機関にて受診する。</p> <p>※ネットワーク医療機関の受診方法 委託業者である株式会社イーウェルから送付される受診内容にしたがって、希望医療機関で受診する。(医療機関への予約等は受診者自ら医療機関へ直接申し込み。もしくは株式会社イーウェルが行う。予約後、株式会社イーウェルが発行する、受診券と健康保険証を持参のうえ、予約した医療機関にて受診)</p> <p>(2) 特定保健指導 組合は、保健指導が必要とする対象者の情報を委託業者へ通知する。指導の初回となる面談の日程等は、委託業者が対象者に電話等で案内し、対象者と調整のうえ決定する。面談場所は、被保険者は各オフィスもしくは被保険者と調整のうえ決定する。被扶養者は自宅もしくは被扶養者と調整のうえ決定する。 2回目以降の指導は、委託業者と対象者が直接、メール、文書、電話等で行う。</p>
6. 受診費用	<p>被保険者(40歳以上)、被扶養者(40歳以上女性配偶者)は組合が負担。その他被扶養者については自己負担。ただし、指定実施項目以外を受診した場合は受診者の自己負担とする。また、人間ドック受診の場合は、指定実施項目以外の受診項目については自己負担とする。</p>
7. 周知・案内方法	<p>周知・案内は、当健康保険組合ホームページに掲載。事業主及び担当部門に対する通知、説明にて周知を行う。</p>
8. 健診データの受領方法	<p>健診データは、委託業者機関を通じ、電子媒体により随時(又は月単位)受領し、組合にて保管する。特定保健指導についても同様に電子媒体にて受領する。 なお、保管年数は当組合が実施した分含め、5年間とする。</p>

個人情報の保護

当健保組合が定める個人情報保護管理規程・システム等運用管理規程・情報セキュリティ基本方針を遵守する。
当健保組合のデータ管理者は常務理事とする。
特定健診は㈱イーウェル・特定保健指導はSOMPOヘルスサポート㈱へ委託し、それぞれの委託契約書において個人情報の管理・秘密保持について明記する。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

当健保組合のホームページに掲載する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

本計画書は毎年度のデータヘルス計画の実績報告時に評価する。達成目標および計画値等は必要に応じて変更する。